

都道府県
各指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局振興課
老人保健課

平成28年熊本地震により被災した事業者に係る介護職員処遇改善加算の取扱いについて

平成28年熊本地震により被災した事業所に関する、介護職員処遇改善加算（介護予防・日常生活支援総合事業を実施している市町村においては、当該事業において介護職員処遇改善加算相当の事業を実施している場合を含む。）に係る事務の取扱いについて、下記の通り取り扱うこととしたので、特段の配慮をお願いするとともに、今般の地震による被災事業者に対する介護職員処遇改善加算の取扱いについては、被災した事業者の賃金改善の実施状況等を考慮の上、都道府県等の判断において適宜必要な対応を図られるようお願いいたします。

本件については、貴管内市町村、サービス事業者等に対しても、情報提供方をよろしく願いいたします。

記

1 賃金改善計画における賃金改善実施期間内の賃金改善が困難な場合について

賃金改善計画における賃金改善実施期間を平成28年4月以降までに設定している処遇改善加算の申請事業者においては、今般の地震で被災したことにより、当該計画期間中の賃金改善の実施が困難となる事例も想定されるところである。

こうした事業者については、今般の地震により被災したことに伴い、賃金改善計画内の処遇改善加算の従業者への支給が困難となり、かつ期間を超えて処遇改善加算の従業者への支給がなされることが見込まれる場合、都道府県等の判断において、当該年度の賃金改善実施期間を超えて従業者に対して支給された処遇改善加算の額を賃金改善額として認めて差し支えないものとする。

2 実績報告書の取扱いについて

平成28年熊本地震により被災した介護職員処遇改善加算の対象となる事業者の実績報告書の取扱いについては、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、都道府県知事等に対して実績報告書を提出することとなっているが、今般の被災状況を踏まえ、都道府県等の判断において、提出期限を適宜延長することができるものとする。

都道府県
各指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
介護保険計画課
高齢者支援課
振興課
老人保健課

平成28年熊本地震に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて（5月サービス提供分）

平成28年熊本地震による介護報酬等（介護予防・日常生活支援総合事業を実施している市町村においては、第1号事業支給費を含む。）の請求等の事務については、「平成28年（2016年）熊本地震に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて」（平成28年5月2日付け厚生労働省介護保険計画課ほか事務連絡。以下「5月2日付け事務連絡」という。）により連絡したところですが、平成28年5月サービス提供分の介護報酬等の請求については、下記のとおり取り扱うこととするので、貴管内市町村、サービス事業者等への周知徹底を図るよう、よろしくお願いします。

記

1 平成28年5月サービス提供分に係る介護報酬等の請求について

平成28年5月サービス提供分に係る介護報酬等の請求については、災害救助法適用地域に所在し、平成28年4月15日以降にサービス提供を行い、5月2日付け事務連絡により4月15日以降のサービス提供分について概算による請求を行う介護サービス事業所等に関し、当該事業所等の状況に鑑み、引き続き、通常の手続きによる請求を行うことが困難な場合には、5月サービス提供分についても、一か月分を通じて概算による請求を行うことができるものであること。

これ以外の場合については、下記3又は通常の方法により請求を行うこと。

2 概算請求を行う場合の取扱いについて

(1) 概算による請求を選択する介護サービス事業所等については、やむを得ない事情がある場合を除き、平成28年6月10日までに概算による請求を選択する旨、熊本県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に対して別紙の様式により届け出ること。

また、提出期限の遅れたものについては、翌月以降に提出するものとする。

(2) 概算請求で支払われる介護報酬等の算出方法

原則として平成27年12月サービス提供分から平成28年2月サービス提供分までの介護報酬支払実績により（当該介護サービス事業所等について特別の事情がある場合には、別途介護サービス事業所等と調整をする。）、下記により算出して支払を行うこととなること。

$$\frac{\text{平成27年12月～平成28年2月}}{\text{介護報酬等支払額}} \times 31 \times (1 + 0.012 + 0.05)$$

91 (※)

※ 平成27年12月以降に新たに指定を受けて事業を開始した場合には、開始した日から平成28年2月29日までの合計日数。その場合、別紙にその旨の記載をすること。

(3) この方法の対象となる請求の範囲については、公費負担医療に係るものについても含まれること。

(4) 介護報酬と第1号事業支給費は、分けて概算額が示されるものであること。

(5) この方法による請求を選択した介護サービス事業所等については、この方法による概算額を持って平成28年5月サービス提供分の介護報酬等支払額を確定するものであること。

(6) 概算請求が行われた介護報酬等に関する市町村等の支払については、介護サービス事業所ごとに、平成27年12月から平成28年2月までの各市町村等の当該介護サービス事業所に対する介護報酬等支払実績に基づき各国保連において按分する。また、それにより発生する審査支払手数料についても、平成27年12月から平成28年2月までの各市町村等の取扱い明細件数を基に按分する。

3 その他の方法による請求を行う場合の取扱いについて

平成28年5月サービス提供分（6月提出分）に関し、その他の方法による請求を行う場合には、5月2日付け事務連絡の3により取り扱うこと。なお、変更後の居宅介護支援事業所において、被災等により保険者において届出が受理されないことを確認した場合には、5月2日付け事務連絡の3（4）と同様の取り扱いとすること。ただし、平成28年5月サービス提供分（6月提出分）に係る請求明細書の提出期限は、通常どおり、6月10日（金）とすること。

(別紙)

平成 28 年熊本地震に伴う被災に関する概算による介護報酬請求に関する届出書
(平成 28 年 5 月介護サービス提供分)

事業所番号	
<p>平成 28 年熊本地震に伴う被災に関する概算による介護報酬の請求を行いたいので、次のように届け出ます。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>請求事業所等の 所在地 及び 名称 :</p> <p style="text-align: right;">開設者名・事業者氏名 : 印</p> <p>審査支払機関 殿</p>	
<p style="text-align: center;">記</p> <p>災害救助法適用地域に所在し、平成 28 年 4 月 15 日以降にサービス提供を行い、4 月サービス提供分について概算による請求を行う介護サービス事業所等であって、請求事業所等の状況に鑑み、引き続き、通常の手続きによる請求を行うことが困難であること。</p>	

事 務 連 絡

平成28年5月31日

熊本県
熊本市 介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
高 齢 者 支 援 課
振 興 課
老 人 保 健 課

平成28年熊本地震に関する緊急避難等に関する取扱いについて

平成28年熊本地震において、緊急避難等のため（介護予防）短期入所生活介護や（介護予防）短期入所療養介護等を利用し、区分支給限度基準額を超過したとの事例が報告されていますが、本件については下記のとおり取扱うこととしますので、管内の介護サービス事業所等に周知を図るよう、よろしく申し上げます。

記

1 救助及び保険給付等に関する考え方の整理

被災による緊急避難等をしており、避難所での生活において特別な配慮を必要とする高齢者等については、災害救助法に基づき、福祉避難所において当該特別な配慮のもと救助が行われるべきものである。

よって、被災による緊急避難等について、福祉避難所、かつ、指定居宅サービス事業所等において救助が行われる場合は、当該施設は福祉避難所として災害救助費の適用を受けるものであるが、指定居宅サービス事業所等として居宅サービス等を行う場合には、介護報酬を請求することとなる。具体的には、福祉避難所として救助を行う日については災害救助費を、指定居宅サービス事業所等として居宅サービス等を行う日については介護報酬を請求するものとする。

また、福祉避難所としての救助は、居宅サービスと支援内容が異なるため、ケアプラン等において、福祉避難所における救助と居宅サービス等が一体とならないよう留意するとともに、福祉避難所における救助内容は参考をご参照されたい。

なお、被災による緊急避難等が行われている指定居宅サービス事業所等が、福祉避難所の指定を受けていない場合にあっては、福祉避難所の指定を遡及して行うなど、柔軟な取り扱いをすることも可能である。

2 併設事業所等における取扱い等について

緊急避難等をしている被災者が要介護者であって、当該短期入所生活介護や短期入所療養

介護等を行っている事業所が介護保険施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設を併設等して運営している場合には、遡及して介護保険施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設におけるサービスを行っていたこととするなど柔軟な対応も可能である。その際、利用者には十分な説明を行うこと。

また、区分変更申請等を行うことで、災害時の被災者の状態像を適切に把握することも可能である。その際の認定の事務手続き等については、「平成28年（2016年）熊本地震の被災者に係る被保険者証の提示等について」（平成28年4月18日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか事務連絡）等に示すとおり、柔軟に取り扱うことができる。

※参考

福祉避難所を設置した場合に災害救助費として支弁されるのは、災害救助法による避難所の設置のために支出できる費用に当該地域における通常の実費を加算した額である。通常の実費とは例えば次のものをいう。

- (1) 福祉避難所対象者の特性に配慮し、生活し易い環境整備に必要となる機械器具等（簡易洋式トイレなど）の借りに必要な経費
- (2) 日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗機材等の購入費
- (3) 概ね10人の福祉避難所対象者に1人の相談等に当たる介護員等を配置する経費